

岡山県総合教育センター(仮称)
整備等事業に関する実施方針

平成14年10月25日

岡山県

目 次

第 1 事業の主旨	
1 政策課題	2
2 現況と経緯	2
3 事業の目的	2
第 2 特定事業の選定に関する事項	
1 事業内容に関する事項	3
2 特定事業の選定及び公表に関する事項	5
第 3 民間事業者の募集及び選定に関する事項	
1 民間事業者の募集及び選定の方法	6
2 民間事業者の募集及び選定の手順並びにスケジュール	6
第 4 選定事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項	
1 責任分担の基本的考え方	10
2 選定事業者の業務範囲	10
3 県の業務範囲	11
4 要求水準	11
5 予想されるリスク及び責任分担	11
6 事業の実施状況の監視	12
第 5 公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項	
1 立地条件	13
2 土地の取得等に関する事項	13
3 施設整備の方針	13
4 整備すべき機能の概要	14
5 施設の概要	14
第 6 事業計画又は事業契約の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項	16
第 7 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項	
1 選定事業者の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合	16
2 県の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合	16
3 当事者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合	17
4 金融機関と県の協議	17
5 その他	17
第 8 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項	18
第 9 その他特定事業の実施に関し必要な事項	
1 議会の議決	19
2 入札に伴う費用負担	19
3 実施方針に関する問合せ先	19
4 その他	19
別添資料 1 位置図	20
別添資料 2 敷地現況図	21
様式 1 実施方針に関する意見書	22
様式 2 実施方針に関する質問書	23

岡山県（以下「県」という。）は、岡山県総合教育センター（仮称）整備等事業（以下「本事業」という。）を民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号。以下「PFI法」という。）に基づき、実施することとする。

本事業の実施に当たり、PFI法第5条の規定により、特定事業の実施に関する方針として岡山県総合教育センター（仮称）整備等事業に関する実施方針（以下「実施方針」という。）を次のとおり定める。

第1 事業の主旨

1 政策課題

21世紀を担う創造性豊かな児童生徒の育成を目指して、本県の学校教育を活力あるものにし、教育の質的水準を維持・向上させることは極めて重要であり、そのためには、教職員の生涯にわたる広い視野に立った研修を進め、教職員の資質と指導力の向上を図るとともに、学校の教育活動の一層の充実を支援することが必要である。

2 現況と経緯

本県においては、岡山市古京町に岡山県教育センターを設置し、中心的な教育研修機関として教職員研修、教育相談の実施、教育課題に対する調査研究、教育情報の収集・蓄積・発信等の重要な役割を果たしてきた。

また、情報教育の推進については、岡山県情報教育センターが中心となって行ってきた。

しかし、その後の教育改革による初任者研修制度の全面実施等教員研修の充実が図られたことに加え、本県における不登校の児童・生徒の出現率が全国平均を上回る現象や、障害児教育におけるLD（学習障害）・ADHD（注意欠陥／多動性障害）等新たな障害の顕著化、急速に進展する情報化等、教育をめぐる諸課題が山積しており、教職員の資質と指導力の一層の向上や各種相談機能の充実に取り組む必要が生じている。

しかしながら、現在の施設は老朽化が進んでいるとともに、手狭で2カ所に分散しており、また、障害児教育に関する専門施設も設置されていない。

3 事業の目的

そこで、本県の学校教育を活力あるものにし、教育の質的水準を維持・向上させるため、教職員の研修及び研究の場として、また、教育相談及び障害児教育の中核機関、さらには教育情報の収集・蓄積・発信等の中核機関として、時代の進展に適切に対応するよう岡山県教育センターと岡山県情報教育センターを統合し、発展拡充した岡山県総合教育センター（仮称）（以下「総合教育センター」という。）を整備しようとするものである。

なお、本事業の主旨等についての詳細は、岡山県大規模施設建設事業評価制度の事業評価調書等（<http://www.pref.okayama.jp/somu/zaisei/zaiseij-1e.htm>）を参照のこと。

第2 特定事業の選定に関する事項

1 事業内容に関する事項

(1) 事業の名称

岡山県総合教育センター（仮称）整備等事業

(2) 事業に供される公共施設等の種類

総合教育研修機関

(3) 公共施設等の管理者等の名称

岡山県知事 石井正弘

(4) 事業の目的

第1の3を参照のこと。

(5) 事業に必要と想定される関係法令等

本事業の実施に当たっては、次の関係法令等を遵守すること。

- ア 建築基準法（昭和25年法律第201号）
- イ 都市計画法（昭和43年法律第100号）
- ウ 消防法（昭和23年法律第186号）
- エ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）
- オ 騒音規制法（昭和43年法律第98号）
- カ 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）
- キ 高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律（平成6年法律第44号）
- ク 危険物の規制に関する政令（昭和34年政令第306号）
- ケ 岡山県景観条例（昭和63年岡山県条例第16号）
- コ 岡山県福祉のまちづくり条例（平成12年岡山県条例第1号）
- サ 岡山県環境マネジメントシステム（岡山県環境配慮公共事業ガイドライン）
- シ その他施設の建設、維持、管理等に関する関係法令等

(6) 事業範囲

本事業は、PFI法に基づき、新たに総合教育センターの設計、建設、維持管理等の業務を遂行することを事業の範囲とする。

具体的な事業範囲は、次のとおりとする。

- ア 施設整備
 - (ア) 施設の設計及びその関連業務
 - (イ) 施設の建設工事及びその関連業務
 - (ウ) 工事監理

- イ 施設維持管理等業務
 - (ア) 施設の維持管理業務
 - (イ) 施設及び敷地内の清掃業務
 - (ウ) 施設及び敷地内の警備業務
 - (エ) その他施設の維持管理・運営支援業務等

(7) 事業の方式

総合教育センターの施設特性や事業範囲等の観点から、B T O方式（Build, Transfer and Operate：選定事業者が施設を建設し、竣工後速やかに県に所有権を移転し、事業期間中、維持管理等を遂行する方式）を事業の方式として整備を行う。

ただし、そのあり方に関しては民間事業者等からの意見を幅広く聴取し、場合によってはB O T方式（Build, Operate and Transfer：選定事業者が施設を建設し、事業期間中、県に賃貸するとともに維持管理等を遂行し、事業期間終了後に県に所有権を移転する方式）も検討する。

(8) 選定事業者の収入

県は、選定事業者が実施する本事業に要する費用のうち、施設の設計及び建設に係る費用については、事業期間中あらかじめ定める額を、割賦方式により選定事業者に支払う。

また、施設の維持管理等に係る費用については、物価変動等を勘案して定める額を、事業期間中にわたり県が選定事業者に支払う。

(9) 事業期間等

本事業の事業期間は、平成 16 年 4 月から平成 38 年 3 月までの 22 年間（設計・建設等 2 年間、維持管理等 20 年間）とする。また、事業実施のスケジュール（予定）は、次のとおりとする。

- | | |
|--------------|---------------------------|
| ア) 事業契約の締結 | 平成 16 年 3 月 |
| イ) 施設の設計及び建設 | 平成 16 年 4 月～平成 17 年 12 月 |
| ウ) 施設の所有権の移転 | 平成 18 年 3 月までに（建設終了後速やかに） |
| エ) 施設の供用開始 | 平成 18 年 4 月 |
| オ) 施設の維持管理等 | 平成 18 年 4 月～平成 38 年 3 月 |

2 特定事業の選定及び公表に関する事項

次の考え方及び手順に従い、本事業を特定事業として選定することとする。

(1) 選定に当たっての考え方

次の考え方をもとに、本事業を PFI (Private Finance Initiative) の手法により実施した場合、県が自ら実施する従来型の手法による場合に比べて、公的財政資金の効率的活用が図られることが見込まれる場合に限り、PFI 法第 6 条の規定に基づき本事業を特定事業として選定する。

ア 事業期間中における公的財政負担について、建設費及び維持管理費の観点から定量的評価を行い、その結果として、公的財政負担の削減が見込まれること。

イ 事業期間中における事業リスク及び公共サービス水準について定性的評価を行い、その結果として、公共負担リスクの低減及び公共サービス水準の向上が見込まれること。

(2) 選定の手順

次の手順により客観的評価を行い、評価結果を公表する。

ア コスト算出による定量的評価

イ 選定事業者に移転されるリスクの検討

ウ PFI 事業として実施することの定性的評価

エ 上記ア～ウを見込んだ VFM (Value for Money) の検討による総合的評価

(3) 選定結果及び選定における客観的評価の公表方法

特定事業の選定を行ったときは、民間事業者の選定その他公共施設の整備等への影響に配慮しつつ、その判断の結果を評価の内容と併せ、公告等の手続きにより速やかに公表する。

なお、本事業の実施可能性についての客観的な評価の結果等に基づき、特定事業の選定を行わないこととした場合にあっては同様に公表する。

第3 民間事業者の募集及び選定に関する事項

1 民間事業者の募集及び選定の方法

本事業における民間事業者の募集及び選定方法は、民間事業者が県の定める事業参画に必要な資格（2の（3）のとおり）を有しており、かつ、民間事業者の提案内容が、技術的観点から県が要求する性能要件を満たすことが見込まれる内容であることを前提として、総合評価一般競争入札方式によるものとする。

なお、本事業はWTO政府調達協定（平成6年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定）の対象であり、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）が適用される。

2 民間事業者の募集及び選定の手順並びにスケジュール

民間事業者の募集及び選定は、次の手順及びスケジュールにより行う。

（1）民間事業者の募集及び選定のスケジュール（予定）

平成14年10月	実施方針の公表、実施方針に関する意見・質問の受付
平成14年12月	特定事業の選定、公表
平成15年4月	募集要項案の公表
平成15年6月	入札の公告、入札説明会の開催
平成15年7月	入札公告等に関する質問の受付 入札公告等に関する質問の回答 参加表明の受付及び資格審査
平成15年10月	提案書の受付
平成15年11月	落札者の決定
平成16年2月	選定事業者と仮契約締結
平成16年3月	選定事業者と本契約締結

（2）実施方針の公表等

ア 実施方針の公表

実施方針は、平成14年10月25日（金）に公表する。

イ 実施方針に関する意見・質問の受付等

（ア）意見・質問の方法

意見・質問の内容を簡潔にまとめ意見書（様式1）又は質問書（様式2）に記入の上、次のいずれかの方法により提出すること。

a E-mail

b 郵送又は持参（フロッピー・ディスク等に保存した電子ファイルにより提出することとし、併せて当該電子ファイルの内容を出力した用紙を提出すること。）

なお、文書形式は、一太郎又は MS-Word 形式（いずれも windows 版で処理可能なもの）とする。

(イ) 受付期間

平成 14 年 10 月 25 日（金）から 11 月 8 日（金）まで

(ウ) 提出先

〒700-8570 岡山市内山下二丁目 4 番 6 号

岡山県教育庁指導課

E-mail アドレス pfi-gec@pref.okayama.jp

(エ) 意見・質問に対する回答

上記の方法で提出のあった意見・質問等及びそれらに対する回答は、県のホームページ等で公開する。

(3) 応募者の備えるべき参加資格要件

入札に参加する民間事業者（以下「応募者」という。）は、単独企業又は企業グループであって、以下の資格要件を満たすことが必要である。

なお、同一応募者が複数の提案を行うこと及び複数の企業グループを構成することは禁止する。また、県は応募者の資格の確認を行うため、資格審査を実施する。

ア 基本的な資格要件

応募者は、次の要件をいずれも満たす者であること。なお、応募者が企業グループである場合は、(ア)～(エ)については当該企業グループのすべての構成員が満たさなければならない。また、(オ)及び(カ)については当該企業グループの構成員のいずれかの者（同一の者であることを要しない。）が満たすことをもって足りることとするが、(オ)については施設の設計を実際に行う者が、(カ)については施設の建設を実際に行う者がそれぞれ満たさなければならない。

(ア) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

(イ) 岡山県知事から建設工事等入札参加資格に係る指名停止を受けていないこと。

(ウ) 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 28 条第 3 項の規定による営業停止命令を受けていないこと。

(エ) 次の法律の規定による申立て又は通告がなされていない者であること。

a 商法（明治 32 年法律第 48 号）第 381 条の規定による整理開始の申立て又は通告

b 破産法（大正 11 年法律第 71 号）第 132 条第 1 項又は第 133 条の規定による破産の申立て

c 旧和議法（大正 11 年法律第 72 号）第 12 条の規定による和議開始の申立て

- d 会社更生法（昭和 27 年法律第 172 号）第 30 条の規定による更生手続開始の申立て（ただし、更生手続開始の決定を受けている場合を除く。）
- e 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による再生手続開始の申立て（ただし、再生手続開始の決定を受けている場合を除く。）
- (オ) 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。
- (カ) 平成 15 年度の岡山県建設工事請負契約入札参加資格について、岡山県告示（建設工事の契約に係る競争入札の参加資格、資格審査の申請手続等）に基づき、土木一式工事業及び建築一式工事業についての認定を受けているとともに建築一式工事業についての格付けが A A であること。

イ 経営状況

応募者は、最近 2 年間下記の租税を滞納していないこと。なお、応募者が企業グループである場合は、当該企業グループのすべての構成員が当該資格要件を満たさなければならない。

国税：法人税、消費税

県税：法人事業税

市町村税：法人住民税、固定資産税

ウ 施設整備及び提案技術に関する実績

応募者は、次の実績をいずれも有すること。なお、応募者が企業グループである場合は、当該企業グループの構成員のいずれかの者（同一の者であることを要しない。）が当該資格要件を満たすことをもって足りることとする。

- (ア) 過去 10 年間に於いて学校その他の教育機関（私立のものを含む。）の施設（(イ)において「教育施設」という。）の設計を行ったことがあること。
- (イ) 過去 10 年間に於いて教育施設の建設を行ったことがあること。
- (ウ) 過去 10 年間に於いて公共施設の維持管理を行ったことがあること。

エ その他の参加不適格者

応募者は、次の者のいずれにも該当しない者であること。なお、応募者が企業グループである場合は、当該企業グループのすべての構成員が該当しないこと。

- (ア) 本事業の業務に携わっている者（コンサルタント業務等：本事業では株式会社日本総合研究所が該当）。
- (イ) 当該コンサルタント業務受託者の発行済株式総数の 100 分の 50 を超える株式を有する者又はその出資の総額の 100 分の 50 を超える出資をしている者
- (ウ) 代表権を有する役員が、当該コンサルタント業務受託者の代表権を有する役員

を兼ねている者

(エ) 次の(4)のアに規定する岡山県総合教育センター(仮称)整備等事業審査委員会の委員本人並びに委員が属する企業及びその関係会社

オ 参加資格の確認

参加資格の確認は、参加表明書の受付後、速やかに行う。

(4) 審査及び選定に関する事項

ア 提案書の審査は、学識経験者及び県職員で構成する岡山県総合教育センター(仮称)整備等事業審査委員会が、あらかじめ定める落札者決定基準に基づいて行い、優秀提案を選定する。

イ 審査は、入札価格のほか、設計、建設、維持管理等の提案内容及び県の要求水準との適合性並びに資金調達及びリスク分担を含む事業計画の妥当性、確実性等の各面から総合的に評価して行う。

ウ 県は、優秀提案の選定結果をもとに、落札者を決定する。

エ 県は、審査委員会における審査及び選定の結果を取りまとめて、県のホームページ等で公表する。

(5) 落札者を選定しない場合

民間事業者の募集において、応募がない、又は、落札者の選定において、いずれの提案も公的財政負担の縮減の達成が見込めない等の理由により、本事業をPFI事業として実施することが適当でないと判断された場合には、県は落札者を選定せず、特定事業の選定を取り消すこととし、この旨を速やかに公表する。

(6) 提出書類の取扱い

ア 著作権

応募者から提出された提案書の著作権は、応募者に帰属する。

ただし、本事業において公表及びその他県が必要と認めるときには、県は提案書の全部又は一部を使用できるものとする。

また、契約に至らなかった応募者から提出された提案書については、本事業の公表以外には応募者に無断で使用しない。

イ 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている工事材料、施工方法、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、原則として提案を行った応募者が負う。

第4 選定事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項

1 責任分担の基本的考え方

本事業における施設の設計、建設、維持管理等の責任は、原則として選定事業者が負うものとする。ただし、県が責任を負うべき合理的な理由がある事項については、別途選定事業者と協議の上、県が責任を負うものとする。

2 選定事業者の業務範囲

選定事業者が実施する主な業務は、次のとおりとする。

ただし、各種情報機器の調達・設置・メンテナンス等に関しては、選定事業者ではなく別途県が実施する。

(1) 事前業務

ア 本事業を実施するための特別目的会社（SPC=Special Purpose Company）の設立業務

(2) 総合教育センターの施設整備業務

ア 事前調査業務及びその関連業務

イ 施設整備に係る設計（基本設計・実施設計）及びその関連業務

ウ 施設整備に係る建設工事及びその関連業務

エ 工事監理業務

オ 建設工事及びその関連業務に伴う各種申請等の業務

(3) 総合教育センターの維持管理等業務

ア 建物保守管理業務（点検・保守・修繕）

イ 設備保守管理業務（設備運転・監視・点検・保守・修繕）

ウ 外構施設保守管理業務（点検・保守・修繕）

エ 建物及び敷地内の清掃業務

オ 警備業務

カ 植栽維持管理業務

- キ その他の維持管理・運営支援業務等
- ク 維持管理等業務に伴う各種申請等の業務

(4) その他の業務

- ア 県への施設等の所有権移転業務

3 県の業務範囲

県が実施する主な業務は、次のとおりとする。

(1) 総合教育センターの運営業務

- ア 教育関係職員の研修
- イ 教育相談（障害児教育相談を含む。）
- ウ 教育に関する調査研究
- エ 教育情報の収集・蓄積・発信
- オ その他学校教育活動の支援 等

(2) 各種情報機器の調達・設置・メンテナンス等業務

(3) 事業の実施状況の監視

県は、選定事業者が定められた業務を確実に遂行し、別途提示する要求水準書に規定した要求水準を達成しているか否かを確認すべく、事業の実施状況についてモニタリングを実施する。

(4) 費用の支払い

県は、総合教育センターの設計・建設に要する費用及び維持管理等に要する費用を、事業契約書に規定する方法により選定事業者に支払う。なお、これらの支払条件等については、入札説明書に規定する。

4 要求水準

施設の設計、建設、維持管理等に係るサービスの要求水準は、別途要求水準書に示すとおりとする。

5 予想されるリスク及び責任分担

予想されるリスク及び県と選定事業者の責任分担は、別途提示することとし、責任分担の程度や具体的な内容については、事業契約書に定めるものとする。

6 事業の実施状況の監視

(1) モニタリング

ア 基本設計・実施設計時

選定事業者は、県から定期的に状況の確認を受けるとともに、基本設計及び実施設計の完了時にそれぞれ設計内容の確認を受けるものとする。

イ 工事施工時

選定事業者は、定期的に県から工事施工及び工事監理の状況の確認を受ける。また、県が要請したときは、工事施工の事前説明及び事後報告を行うとともに、工事現場での施工状況の確認を受ける。

ウ 工事完成時

選定事業者は、施工記録を用意して、現場で県の確認を受ける。確認の結果、事業契約書に定められた水準を満たしていない場合には、県は補修又は改造を求めることができる。

エ 施設供用開始後

県は、定期的に業務の実施状況を確認する。

オ モニタリング費用

モニタリングに要する費用は、県の負担とする。

(2) 支払額の減額等

県は、選定事業者が実施する総合教育センターの維持管理等について、事業契約書で定められた要求水準が維持されていないことが判明した場合は、サービスに対する支払額の減額等を行うとともに、選定事業者に対して修復勧告を行い、修復策の提出・実施を求めることができる。

(3) 事業期間終了後の措置

事業期間終了後の総合教育センターの維持管理等の委託を継続して実施するか否かは、維持管理等を開始してから選定事業者との協議により決定する。

第5 公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項

1 立地条件

(1) 建設計画地

吉備高原都市後期計画Aゾーン(上房郡賀陽町吉川地内)

別添【資料1 位置図】及び【資料2 敷地現況図】参照

交通(自動車)JR岡山駅から約40分、岡山自動車道賀陽ICから約10分、
岡山空港から約20分

(定期バス)岡山駅~約1時間、備中高梁駅~約50分

(2) 敷地面積

約5ha

(3) 都市計画法による地域の種類等

ア 用途地域 第一種住居地域

イ 建ぺい率 60%

ウ 容積率 200%

2 土地の取得等に関する事項

建設計画地は、県所有の行政財産(学校その他の教育機関の用に供する教育財産)であり、建設等に必要な範囲を選定事業者は無償で貸与する。

3 施設整備の方針

(1) 教育研修機能の充実

ア 教育研修、調査研究及び教育相談に必要な施設整備

イ 諸室間の連携強化

ウ 他機関及び他施設との連携強化

エ スペースの有効活用

(2) 周辺の景観や環境に調和したゆとりある空間を備えた施設

ア 吉備高原都市の今後の整備方針等を踏まえた施設づくり

イ 環境に配慮した設備計画(太陽光発電など)

ウ 効率的でゆとりのある内部空間

(3) 高度情報化に柔軟に対応できる施設

- ア 岡山情報ハイウェイ等のインフラの活用
- イ マルチメディア対応

(4) 多様な人々が使いやすい、利用者の視点に立った施設

- ア ユニバーサル・デザインやバリアフリーの視点に立った施設づくり

4 整備すべき機能の概要

(1) 教職員研修機能

- ア 教職員研修体系に応じた研修の充実
- イ 地域や校内における研修の支援
- ウ 自主的研修支援のための休日等の施設・設備の開放

(2) 情報教育推進機能

- ア 情報化に対応した教育に関する学校支援の充実

(3) 教育相談機能

- ア 生徒指導及び学校教育相談の充実強化
- イ 教育相談活動の充実

(4) 障害児教育推進機能

- ア 障害児教育の総合的な推進
- イ 障害児教育相談活動の充実

(5) 調査研究機能

- ア 今日的な教育課題及びカリキュラム開発等の調査研究

(6) 教育情報の収集・蓄積・発信機能

- ア 岡山情報ハイウェイや衛星通信等の活用による教育情報の収集・蓄積・発信

5 施設の概要

(1) 構造

主たる建物は、RC造とする。

(2) 施設概要

部門名等	室名等	摘要	想定面積 (㎡)
教育経営部 (仮称)	第1研修室～第6研修室	多目的・共用の研修室、小規模(数十人程度)研修に使用	530
	中研修室	中規模(160人程度)研修に使用	270
教科教育部 (仮称)	教科別研修室・実験室等	<ul style="list-style-type: none"> ・物理・化学等理科関係実験室 ・電気・木工等技術関係実習室 ・被服・食物等家庭科関係実習室 ・音楽研修室、美術創作室等 	1,670
教育相談部 (仮称)	教育相談関係諸室	<ul style="list-style-type: none"> ・個人面談室 ・心理検査室 ・箱庭室(玩具で箱庭を作らせる「箱庭療法」を行う。) ・遊戯治療室(幼児・児童を遊ばせる「遊戯療法」を行う。) ・教員相談室等 	340
障害児教育部 (仮称)	障害児教育関係諸室	<ul style="list-style-type: none"> ・相談室 ・聴力検査室 ・集団指導室(文字・数の学習、図工、音楽遊び等) ・生活指導室(日常生活能力の観察・指導等を行う。) ・セラピールーム(運動能力の把握、感覚統合訓練等)等 	570
情報教育部 (仮称)	情報研修室1～4 教育工学研修室	情報機器等を備えた研修室	690
	メディアセンター	教育に関する幅広い分野の図書やビデオ・DVD等の各種デジタル情報源等を一堂に集め、自由に利用・閲覧(視聴)等できる部屋	560
各部	各研究室	組織単位等の各研究室(職員の執務室)	920
総務課他	その他	事務室、印刷室、救護室、倉庫、サーバ室等	620
共用	多目的ホール	会議・研修講座では最大約800人収容、体育館として実技研修等にも利用	1,110
	ホワイエ兼食堂	昼食や休憩のためのスペース、ホワイエと兼用 (厨房設備は想定していない。)	250

施設名	摘要
グラウンド	200mトラック等(約0.7ha)、陸上・ソフトボール等の体育実技研修に使用
駐車場	職員、来所者用(400台程度)

想定面積は、昨年度策定した基本計画の数値であり、参考として示しているものである。

第6 事業計画又は事業契約の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項

事業計画又は事業契約の解釈について疑義が生じた場合、県と選定事業者は誠意をもって協議し、協議が整わない場合は、事業契約書中に規定する具体的措置に従う。

また、事業契約に関する紛争については、岡山地方裁判所を第一審の管轄裁判所とする。

第7 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項

本事業においては、事業の継続が困難となった場合には、次の措置をとる。

1 選定事業者の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合

(1) 選定事業者の提供するサービスが、事業契約書に定める県の要求基準を下回る場合
その他事業契約書に定める選定事業者の責めに帰すべき事由により、債務不履行又はその懸念が生じた場合、県は選定事業者に対して、修復勧告を行い、一定期間内に修復策の提出・実施を求めることができる。選定事業者が当該期間内に修復をすることができなかつたときは、県は、事業契約を解除することができる。

(2) 選定事業者が倒産し、又は選定事業者の財務状況が著しく悪化し、その結果、事業契約に基づく事業の継続が困難と合理的に考えられる場合、県は事業契約を解除することができる。

(3) (1) 又は (2) において、県が事業契約を解除した場合、県は選定事業者に対し、これにより県が被った損害の賠償を請求することができる。

2 県の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合

(1) 県の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合、選定事業者は事業契約を解除することができる。

(2) (1) において、選定事業者が事業契約を解除した場合、選定事業者は県に対し、これにより選定事業者が被った損害の賠償を請求することができる。

3 当事者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合

不可抗力その他県又は選定事業者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合、県及び選定事業者双方は、事業継続の可否について協議する。一定の期間内に協議が整わないときは、それぞれの相手方に事前に書面によりその旨の通知をすることにより、県又は選定事業者は、事業契約を解除することができる。

4 金融機関と県の協議

本事業が適正に遂行されるよう、一定の重要事項について、選定事業者は資金提供を行う金融機関と県で協議を行うことがある。

5 その他

その他本事業の継続が困難となった場合の措置の詳細は、事業契約書に定める。

第8 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項

P F I 法に規定する法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項は、次のとおりである。

1 現時点で想定される財政上及び金融上の支援等に関する事項は次のとおりである。

(1) 総合教育センターの整備期間中における県有地（建設計画地）の無償貸与

(2) 日本政策投資銀行による融資

本事業は、日本政策投資銀行の「民間資金活用型社会資本整備」に対する融資（無利子融資、低利子融資）の対象事業であり、応募者は当該融資を利用することを前提として提案することは可能であるが、応募者は自らのリスクでその活用を行うこととし、県は同行からの調達の可否による条件変更は行わない。

なお、当該融資制度の趣旨は、民間事業者の提案喚起及び選定事業の安定性向上にあることから、当該融資を提案に盛り込む場合には、民間金融機関と同様の金利を前提とすることとしているので、この点に留意して入札提案を行うこと。

また、当該融資制度の詳細、条件等については、応募者が直接同行に問い合わせを行うこと。

2 県からの補助金、出資及び債務保証等の財政支援は行わないものとする。

3 民間事業者は、1の(2)の融資が受けられるよう努力し、当該融資が行われる場合には、事業安定性及びサービスレベルの向上等に活用すること。

第9 その他特定事業の実施に関し必要な事項

1 議会の議決

債務負担行為の設定に関する議案を平成15年2月岡山県議会定例会に提出予定であり、また、事業契約に関する議案を平成16年2月岡山県議会定例会に提出予定である。

2 入札に伴う費用負担

応募者の入札に伴う費用は、すべて応募者の負担とする。

3 実施方針に関する問合せ先

実施方針に関する問合せ先は、次のとおりとする。

岡山県教育庁指導課	
〒700 8570	岡山市内山下二丁目4番6号
電話	086 226 7583 (直通)
	086 224 2111
	(内線4358・4359)
ファクシミリ	086 224 3035
E-mail	pfi-gec@pref.okayama.jp

4 その他

本事業の実施に当たっては、その内容が「新世紀おかやま夢づくりプラン」等の県の基本的な方針等に適合している必要がある。

また、吉備高原都市建設の基本理念や今後の整備方針等との整合性にも留意すること。
(<http://www.pref.okayama.jp/kikaku/chishin/sintosi/houshin/houshin.html>参照)